

「指定障害者支援施設『竜雲少年農場』重要事項説明書」

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 福祉サービスを提供する事業者・内容

名 称	社会福祉法人 竜雲学園
主たる事務所の所在地	〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲 3215 番地
福祉サービスの内容	一 施設入所支援 (1) 主として夜間における入浴、排泄及び食事等の介護 (2) 日常生活上の助言や相談、支援
	二 生活介護 (1) 入浴、排泄及び食事等の介護 (2) 日常生活上の助言や相談、支援 (3) 創作的活動や生産活動 (4) 身体機能、日常生活能力の維持・向上のための援助

2. 福祉サービスの所在地

福祉サービスの提供開始年月日	平成23年4月1日指定
事業所の名称	指定障害者支援施設 竜雲少年農場
事業所の所在地	〒761-2201 香川県綾歌郡綾川町粉所東 3539 番地
連絡先	電話番号 087-878-3051
施設長	田村 正貴
サービス管理責任者	福家 照美 細井 英二
通常の事業の実施地域	綾歌郡、高松市
事業の主たる対象とする障害の種類	知的障害者
定 員	生活介護 73 名 施設入所 73 名

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者に対し適切な施設障害福祉サービスの提供を確保すること
運営方針	1 利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえ、利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実

	<p>施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 地域との結びつきを重視し、市町、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>4 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例 52 号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
--	--

4. サービス提供職員の設置状況

- 一 管理者 1 名（常勤、兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス管理責任者 2 名（常勤専従）
サービス管理者は、利用申込に係る調整、個別支援計画の作成に関する業務、他の従業者への技術指導や必要な支援等を行う。
- 三 看護職員 2 名（非常勤・兼務）
看護職員は、利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 生活支援員 39 名（常勤 29 人・非常勤 10 人、兼務）
生活支援員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、適切な援助を行う。
- 五 栄養士 1 名（常勤、兼務）
栄養士は、利用者の身体状況に配慮した献立表の作成及び栄養価の計算、食品材料の購入、調理及び配膳に関する業務を行う。
- 六 調理員 4 名(非常勤)
調理員は、献立表に基づき調理を行う。
但し、調理員は委託業者と雇用関係にあるものとする。

5. サービスの営業日及び営業時間

24 時間、365 日、常時営業しております。

6. 利用料金

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合

支援法」といいます。)に基づく介護給付費等の対象となるサービス

事業者が障害者総合支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者様は利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。

〈障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要〉

ア 日常生活の支援

①入 浴・清しき

入浴・清しきは、毎週 3 回以上行います。身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。(夏場は必要に応じて行います。)

②排 泄

心身の能力を最大限活用した支援を行います。

③着脱衣

④整 容

イ 医療および健康管理

①健康管理：看護師の指示のもと健康管理を行います。

②服薬の支援：看護師が管理し支援職員が与薬します。

ウ 社会的活動の支援

①日常生活支援：地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

②余暇活動

エ 相談援助

(2) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

下記のサービスについては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、以下の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

ア 食事の提供に係る費用

・身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供をおこないます。

一日につき 1,380 円 但し、施設入所支援を伴うものとする。

生活介護のみ利用する場合は実費相当額 (昼食代一食につき 545 円のうち原材料費は 350 円)

イ 居室に係わる光熱水費

月額 13,000 円 但し、施設入所支援を伴うものとする。

ウ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

- | | |
|--------|----|
| ・日用品費 | 実費 |
| ・教養娯楽費 | 実費 |
| ・理美容等 | 実費 |

- ・その他日常生活上必要となる諸費用 実費
- エ 社会生活上の便宜の供与等
日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合の代行 実費
- オ 金銭管理
通帳管理、小遣い等の管理 月額1,500円
- カ 移送サービス、付き添いサービス
原則、帰省等における送迎 タクシー代金は利用者職員分実費
公用車は1km/10円
入院時等における付き添い 1時間/600円
- キ その他
サービス提供記録等の複写代 1枚/20円
在園証明書 その他諸書類の発行代 1枚/200円

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)(2)の利用料金、当月分の合計額を、翌月末までにご指定の方法によりお支払い下さい。

(4) サービス利用の取り消し料金

サービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。お申し出のない場合は、キャンセル料として(2)のAでいう食事の提供に係る1日あたりの食費等の実費相当額1,380円をお支払いいただきます。

7. 緊急時の対処方法

病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者様のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

8. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 福家照美 細井英二 ・ご利用時間 8:30～17:30 ・電話番号 087-878-3051 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・施設内には要望・苦情箱も設置しておりますのでご利用下さい。 	
竜雲学園 第三者委員	司法書士 岡田 浩司	電話番号 087-889-8070 岡田司法書士事務所
	高松市仏生山 コミュニティセンター 十河 寛敬	電話番号 087-889-0848
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：香川県高松市番町1丁目10-35 ・電話番号：087-861-1300 ・香川県社会福祉総合センター 	
香川県の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：高松市番町4丁目1-10 ・香川県健康福祉部障害福祉課 ・電話番号：087-932-3293 	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 当施設相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止責任者 施設長 田村 正貴 ・虐待防止窓口担当者 福家 照美 ・ご利用時間 8:30～17:30 ・電話番号 087-878-3051 F A X 087-878-0713 	
綾川町障害者 虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 ・綾川町健康福祉課 ・電話番号（平日 8：30～17：15）：087-876-1113 ・電話番号（休日・夜間 17：15～8：30）：087-878-1113 	
高松市障害者 虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：香川県高松市番町1丁目8-15 ・健康福祉部障害福祉課 ・電話番号（平日 8：30～17：15）：087-839-2333 ・電話番号（休日・夜間 17：15～8：30）：087-839-2258 	
香川県障害者 権利擁護センター	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：香川県高松市田村町 1114 ・電話番号（平日 8：30～17：15）：087-867-2696 ・電話番号（休日・夜間 17：15～8：30）：087-862-8861 	

9. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	竜雲メンタルクリニック		
医 院 長 名	伊庭 永二		
所 在 地	〒761-8075 高松市多肥下町二反地 466		
電 話 番 号	087-840-0735		
診 療 科	神経・精神科	入 院 設 備	なし

(2)

医療機関の名称	オサカ病院		
医 院 長 名	森川 穎二		
所 在 地	〒761-1703 高松市香川町浅野 272		
電 話 番 号	087-889-0703		
診 療 科	内科・外科等	入 院 設 備	あり

(3)

医療機関の名称	綾上診療所		
医 院 長 名	十枝 めぐみ		
所 在 地	〒761-2204 綾歌郡綾川町山田下 3352-1		
電 話 番 号	087-878-2002		
診 療 科	内科	入 院 設 備	なし

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、竜雲少年農場消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・室内防火栓 有 ・防炎カーテンの設置 有 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分） （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等） ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 ・防火扉 有
平時の訓練	・別途に定める、竜雲少年農場消防計画書に則り、年12回、夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者様も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日： 毎年4月上旬 防火管理者： 生活支援員 井手上 学
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：損保ジャパン 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償 施設業務補償

